

## 議題2 団体ヒアリング資料 目次

- 日本医師会（資料番号2-1） 頁1
- 日本歯科医師会（資料番号2-2） 頁14
- 日本薬剤師会（資料番号2-3） 頁21
- 日本看護協会（資料番号2-4） 頁26
- 全日本病院協会（資料番号2-5） 頁30
- 全国老人福祉施設協議会（資料番号2-6） 頁34
- 全国介護事業者連盟（資料番号2-7） 頁42
- 日本知的障害者福祉協会（資料番号2-8） 頁52
- 全国私立保育園連盟（資料番号2-9） 頁56
- 全日本私立幼稚園連合会（資料番号2-10） 頁58
- 全国認定こども園協会（資料番号2-11） 頁59

# 資料番号 2-1

令和2年3月13日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

## 医療用マスク、防護具等の配備に関する要望書

日本医師会  
会長 横倉 義武

現在、政府におかれましては「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」に基づき、医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布するなど、更なる増産体制を行っておられることに深く感謝申し上げます。

しかしながら、現時点において医療現場における「サージカル、N95等の医療用マスク」や、「フェイスシールド、ガウン等の防護具」の不足は極めて深刻な状況です。

医療機関において患者さんを診るにあたり、感染防止に不可欠なものであることから、早急に配備できるよう更なるご配慮をお願い申し上げます。

日医発1202号(地461)(健II314)F  
令和2年3月11日

都道府県医師会長 殿  
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横倉 義武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

### 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)宛に新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点についての事務連絡が発出されました。

本件は、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、一般の医療機関においても十分に了知いただきたい内容の周知を求めるものであります。

(以下、厚生労働省事務連絡の留意点の抜粋及び注記)

#### 1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えないこととされております。

上記について、日本医師会として、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えればインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨

床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。

2. (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下、同様。）を診察する際の感染予防策

- ・患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（同上）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

2. (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1)に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。

3. 応招義務

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

令和2年3月11日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

#### 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制としては、現在、各都道府県に、帰国者・接触者外来を設置しており、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、帰国者・接触者相談センターに電話連絡の上、同外来を受診する仕組みとしているところである。発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、下記のとおり取りまとめたため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いする。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追って連絡する。

#### 記

##### 1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えない。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）  
を診察する際の感染予防策について

- (1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
  - ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サーナカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
  - ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
  - ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
  - ・基本的にシーブカバーをする必要はないこと。
  - ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

(2) その他

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3. 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

(参考)

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」  
(2020年3月2日 日本環境感染学会)  
[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=341](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=341)
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(2020年3月5日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

以上

日医発第1204号(健II316F)  
令和2年3月11日

都道府県医師会長 殿  
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長  
横倉義武  
日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜范敏

### 地域における帰国者・接触者相談センターに対する支援体制の構築について

新型コロナウイルスの感染拡大に備え、重症化の疑いのある事例について、なるべく早く診断を確定し、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐことを目的として、現在、各地域において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」が設置されています。

一方で、各地域では新たな感染者が日々報告され、国民の不安も増しており、全国の相談センターにおいて住民からの受診相談等に十分対応できないといった状況が発生しております。

こうした状況を受け、本会は、都道府県医師会ならびに郡市区等医師会に対し、地域における感染がさらに拡大した場合の、地域医療提供体制を守るために、地域の実情に応じて、相談センターへの支援をご検討いただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員のご協力が得られますよう周知を図っていただきますとともに、地域の実情に応じた支援体制の構築に向け、自治体等との緊密な連携について、特段のご配慮を賜りますようご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本会といたしましては、貴会および貴会会員のご支援に対し、各自治体等から本事業への適切な予算措置がなされるよう、国に対して強く要請しておりますことを申し添えます。

#### 支援案

##### ○○医師会新型コロナ受診相談窓口（仮称）の設置

###### (1) 役割（業務内容）

###### 電話相談

帰国者・接触者相談センターの業務のうち、医学的判断が必要な発熱や呼吸器症状を有する者への電話によるトリアージ。

###### (2) 設置場所の例

休日・夜間診療所、検診センター等、住民への連絡先の周知が容易である場所に設置

地域により単独の設置が難しい場合には、複数の医師会による共同運営も検討

###### (3) 留意点

- ・ 検体採取ができる施設の情報を共有する
- ・ 緊急的な設置であり、更新の有無を含め対応を解除する時期を定める

(健II317F)  
令和2年3月11日

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

#### 帰国者・接触者相談センターの運営について

「地域における帰国者・接触者相談センターに対する支援体制の構築について」は、令和2年3月11日付け日医発第1204号（健II316F）をもってご連絡申し上げたところです。

上記に関連し、今般、同センター業務の外部委託について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

同事務連絡においては、外部委託にあたり、地域医師会、医療機関等の関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に検討するよう依頼がなされております。

また、同センターの業務を外部委託する場合についても、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」の申請額の範囲内で実施可能とする旨、同省より各都道府県等衛生主管部（局）あて事務連絡が発出されておりますので併せてご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年3月11日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

帰国者・接触者相談センターの運営について

「帰国者・接触者相談センター」については、各保健所等への設置を依頼したところであります、現在、帰国者・接触者外来への受診の調整などを行っていただいております。

今般、感染が拡大している状況を踏まえ、帰国者・接触者相談センターの業務が増加していることに鑑み、下記のとおり帰国者・接触者相談センターの業務委託について御連絡します。

各都道府県におかれましては、保健所を設置する市及び特別区並びに地域の医師会や医療機関をはじめとする関係者へ周知した上で、適宜御検討いただきますようお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、日本医師会にも協議済みであることを申し添えます。

記

帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関など本業務を実施するにあたって十分な知見や業務への理解を有する者へ外部委託することも可能とする。

外部委託の方法としては、以下のようなものが考えられるが、関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に御検討いただきたい。

- ・ 帰国者・接触者相談センターのすべての業務を委託するのではなく、特定の曜日や時間帯の相談への対応や、医療機関からの相談や特に医学的知見が必要な相談への対応のように一部の業務のみを委託することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの相談業務は電話での対応となるため、場所は必ずしも今まで業務を行っていた保健所等で実施する必要はなく、住民への連絡先の周知を適切に行えば別の場所で実施することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者外来を設置している医療機関に帰国者・接触者相談センターの業務を委託することとしても差し支えない。

なお、外部委託する場合には、これまでに厚生労働省から周知している帰国者・接触者相談センターの業務について十分に御了知いただいた上で、取り組んでいただくようお願いする。そのため、これまで各保健所等で行ってきた業務内容を踏まえて委託先に丁寧に説明していただきなど、既存の帰国者・接触者相談センターと適宜、連携して取り組んでいただきたい。

加えて、外部委託した場合においても、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」(令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡)に基づく、帰国者・接触者相談センターの設置状況や相談件数等の報告について、引き続き御対応をいただきたい。

また、連絡先が変更されるなど、外部委託した際に、帰国者・接触者相談センターの対応が変更される場合は住民及び関係者に周知を徹底するようお願いする。

以上

事務連絡  
令和2年3月11日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業の実施について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業については、「「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について」（令和2年2月14日健発0214第31号厚生労働省健康局長通知）の別添1「感染症予防体制整備事業実施要綱」により実施していただいているところです。

今般、「「帰国者・接触者相談センター」の運営について」（令和2年3月11日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、帰国者・接触者相談センターの業務を外部委託することも可能としたところですが、外部委託する場合も、同実施要綱に基づき、貴部（局）が責任をもって適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業については、現在、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別添）に基づき交付手続きを行っておりますが、当課に協議の上で、申請額の範囲内で外部委託により事業を実施することは差し支えありません。

(健II 322F)  
令和2年3月14日

都道府県医師会  
郡市区医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整  
に係る留意事項について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡いたします。

本件は、「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整にあたり、以下の点についてあらためて周知を図るものであります。

- ・一律に「相談・受診の目安」を適用するのではなく、相談の目安に該当しない方であっても、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達するなどの運用を行うこと
- ・医療機関から、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあるとして相談があった事例については、当該医療機関の判断を尊重し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行うこと
- ・「帰国者・接触者外来」への受診にあたり、インフルエンザの検査結果が陰性であることを求めるものではないため、医療機関においてインフルエンザの検査を受けているとも、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行って差し支えないこと

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整  
に係る留意事項について

「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整の流れについては、「帰国者・接触者相談センターへの相談後のフロー」をお示ししているところですが、今般、下記のとおり留意事項をまとめましたので、貴都道府県におかれでは、この旨を御了知いただくとともに、「帰国者・接触者相談センター」へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（※）（以下「相談の目安」という。）は、それに該当する方が「帰国者・接触者相談センター」へ相談することを促すためのものです。「帰国者・接触者相談センター」において「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う際に、一律に相談の目安を適用するのではなく、相談の目安に該当しない方であっても、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達いただくなどの運用を行っていただくようお願いします。  
※ 37.5度以上の発熱が4日以上続く方 等
- ・ 一般医療機関から「帰国者・接触者相談センター」に、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあるとして相談があった事例については、当該一般医療機関の判断を尊重し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただくようお願いします。
- ・ 相談の目安では、「インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください」とされていますが、これは、「帰国者・接触者外来」への受診に、インフルエンザの検査結果が陰性であることを求めるものではありません。一般医療機関においてインフルエンザの検査を受けていないとも、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただいて差し支えありません。

日歯

自由民主党  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

新型コロナウイルス感染症対応  
について

2020/3/19

公益社団法人日本歯科医師会

## ■日本歯科医師会としての主たる取組み経緯

(令和2年)

- 1月17日(金) 都道府県歯科医師会に新型コロナウイルスに関する肺炎の患者の発生について(1例目)(厚生労働省報道発表／令和2年1月16日)をメールで周知
- 1月22日(水) 都道府県歯科医師会に「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報)」(厚生労働省報道発表／令和2年1月20日)を周知 ※以後3月12日(木)まで計66回発信
- 2月 7日(金) 安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣に「新型コロナウイルス国内感染拡大防止に係る医療機関へのマスク及び衛生製品供給体制の確立」について要望を提出
- 2月10日(月) 日本歯科商工協会に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う歯科用マスク、消毒用アルコール等の安定供給について」要望書送付
- 2月13日(木) 新型コロナウイルス感染症対策本部第1回会議の開催
- 2月17日(月) 日本歯科医師会ホームページに、「新型コロナウイルス感染症について」のコーナーを設置、情報を掲載。
- 2月20日(木) 新型コロナウイルス感染症対策本部第2回会議を開催
- 2月26日(水) 都道府県歯科医師会に「政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえた本会の対応について」を送付
- 2月27日(木) 新型コロナウイルス感染症対策本部第3回会議を開催
- 3月 5日(木) 新型コロナウイルス感染症対策本部第4回会議を開催
- 3月 9日(月) 日本歯科商工協会に「歯科医療機関におけるマスク等の不足状況の把握と今後の見通しについて」調査依頼
- 同 都道府県歯科医師会にマスク等の備蓄などの現状を把握するため、「新型コロナウイルスの感染拡大への対応について」の調査を依頼。
- 3月13日(金) 第192回代議員会について、議決権行使書により規模縮小開催し、対応を報告

■都道府県歯科医師会調査 3/16

		マスク	消毒用エタノール	診療用手袋
都道府県歯科医師会の状況	備蓄無し	30	35	35
	備蓄あり	当面対応可	7	5
		補充依頼中	7	4
	郡市区から支援要請あり	対応不能	20	21
		対応中	9	1
	郡市区からの要請無し	15	20	31
都道府県行政からの支援	配布支援あり	2	1	1
	配布支援要請中	22	17	8
	要請等していない	19	25	34
緊急対応が必要な地域等	必要地域がある	11	12	10
	把握できていない	32	31	33
	調査中・その他	1	1	1

■マスクの状況 (3/13 日本歯科商工協会調査)

※都道府県で回答のあった二次卸店の数を示す

	在庫状況			入荷見込(納期)		
	無し	極めて少ないと り	その他	未定	2カ月以内	1カ月以内
北海道	2			2		
青森県	2			2		
岩手県	1			1		
秋田県	1			1		
宮城県	1			1		
山形県	1			1		
福島県	1			1		
茨城県	1			1		
栃木県	1			1		
群馬県	1			1		
千葉県	1	1		2		
埼玉県	1	1		1	1	
東京都	2	3		5		
神奈川県		3		3		
山梨県	1			1		
長野県						
新潟県	1			1		
静岡県	15			10	3	2
愛知県	1	2		2	1	
三重県	1			1		
岐阜県			2か月分	1		
富山県	1			1		
石川県	1			1		
福井県	1			1		
滋賀県	1			1		
和歌山県	1			1		
奈良県	1	1		2		
京都府	1			1		
大阪府	1	1		2		
兵庫県	1	1		2		
岡山県	1	1		2		
鳥取県	1			1		
広島県	1			1		
島根県	1			1		
山口県	1			1		
徳島県	1	1		2		
香川県		1		1		
愛媛県		2		2		
高知県			少ない	1		
福岡県		1		1		
佐賀県	1			1		
長崎県		1		1		
大分県	1			1		
熊本県	1	1		2		
宮崎県	1			1		
鹿児島県	1			1		
沖縄県	1			1		
計	56	21	2	72	5	2

■消毒用工タノールの状況 (3/13 日本歯科商工協会調査)

※都道府県で回答のあった二次卸店の数を示す

	在庫状況			入荷見込(納期)			
	無し	極めて少ない	少ない	未定	2カ月以内	1カ月以内	半月以内
北海道	2			2			
青森県	2			2			
岩手県	1			1			
秋田県	1			1			
宮城県	1			1			
山形県	1			1			
福島県	1			1			
茨城県	1			1			
栃木県	1			1			
群馬県	1			1			
千葉県	2			2			
埼玉県	1	1		1			1
東京都	2	3		3		2	
神奈川県	1	1	1	3			
山梨県	1			1			
長野県							
新潟県	1			1			
静岡県	13	2		11	3	1	
愛知県	2		2	1			3
三重県	1			1			
岐阜県							
富山県	1			1			
石川県	1			1			
福井県	1			1			
滋賀県	1			1			
和歌山県	1			1			
奈良県	1		1	1			1
京都府	1			1			
大阪府	1		1	1			1
兵庫県	1		1	1			1
岡山県	1		1	1			1
鳥取県	1			1			
広島県	1			1			
島根県	1			1			
山口県	1			1			
徳島県	1		1	1			1
香川県	1			1			
愛媛県	2			2			
高知県	1			1			
福岡県		1		1			
佐賀県		1		1			
長崎県	1			1			
大分県		1		1			
熊本県	2			2			
宮崎県	1			1			
鹿児島県		1		1			
沖縄県	1			1			
計	60	11	8	64	3	3	9

■診療用手袋の状況 (3/13 日本歯科商工協会調査)

\*都道府県で回答のあった二次卸店の数を示す

	在庫状況					入荷見込(納期)					
	無し	極めて少ないと いふ	少ない	普通	その他	未定	2カ月以内	1カ月以内	半月以内	一週間以内	入荷しにくい
北海道		1	1				1	1			
青森県				2				2			
岩手県				1				1			
秋田県			1							1	
宮城県		1								1	
山形県				1			1				
福島県				1				1			
茨城県		1				1					
栃木県		1				1					
群馬県		1				1					
千葉県			2			1		1			
埼玉県		2				2					
東京都	1		3	1		2		2		1	
神奈川県		1	2			2			1		
山梨県	1					1					
長野県											
新潟県				1			1				
静岡県	1	3	6	5		3		2	1	9	
愛知県	2			2		1		1		2	
三重県	1										
岐阜県					2カ月	1					
富山県		1						1			
石川県		1						1			
福井県		1					1				
滋賀県	1						1				
和歌山县	1						1				
奈良県	1			1			1			1	
京都府	1						1				
大阪府	1			1			1			1	
兵庫県	1			1			1			1	
岡山県			1	1					1	1	
鳥取県			1							1	
広島県					SS,L少					1	
島根県			1							1	
山口県					多少					1	
徳島県			1	1						2	
香川県			1							1	
愛媛県		1		1					1	1	
高知県				1				1			
福岡県							1				
佐賀県			1				1				
長崎県	1						1				
大分県		1					1				
熊本県	2						1		1		
宮崎県	1						1				
鹿児島県	1						1				
沖縄県	1						1				
計	13	22	20	21	3	30	4	15	3	22	5

## ■要望事項

- 歯科医療機関へのマスク、消毒用エタノール等の基本的衛生用品の緊急配布
- 今後の感染拡大で流通の停滞が進み、一般的医療材料・機器の供給不全を起こすことへの対応
- 法で定められた学校歯科健診実施期限(6/30)の延長と健診時の感染防御支援
- 診療後、患者の感染の判明等で、医療機関を閉鎖する際の保障
- 診療従事に起因して歯科医療従事者に感染があった場合の保障
- 介護施設等での口腔健康管理を含む必要な歯科医療の適切な確保
- 感染が判明した患者に対する必要な歯科治療体制の整備と支援



資料番号2-3

## 新型コロナウイルス感染症による影響について

自由民主党政務調査会 新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 ヒアリング資料

令和2年3月19日  
公益社団法人 日本薬剤師会

## 1. 現状

- ① 通常の処方箋応需体制に加えて、電話や情報通信機器を用いた診療／処方箋の取り扱い(服薬指導)が可能※令和2年2月28日事務連絡、厚労省医政局／医薬・生活衛生局  
・慢性疾患等を有する定期受診患者等
- ② 感染リスクをおそれ、外来受診を控える傾向  
⇒ 調剤を求める患者も一定程度減少





## 2. 問題点

- ① 医療用マスクの不足
  - ・1人あたり1日1～2枚必要（薬剤師、薬剤師以外の職員）
  - ・調剤、患者への情報提供・服薬指導、相談応需、OTC医薬品販売、在宅薬剤指導
- ② 消毒薬の不足
  - ・薬局内の待合室や調剤機器、調剤器具の消毒
  - ・散剤や軟膏剤の混合、自家製剤等の際に必要
- ③ 消毒綿の不足
  - ・インスリン等の自己注射使用患者用
- ④ 体温計の入手困難
  - ・接触型、非接触型とともに



### 3. 今後想定される事項、要望等

※事態の長期化に備えた対応

#### ① 事後の処方箋交付を前提とした薬剤交付スキームの整備

- ・東日本大震災等の対応スキームを参考
- ・外来受診に対応する医師の負担軽減
- ・処方医との連携（事前確認）、当該薬局での調剤実績を前提

#### ② 一時的な備蓄医薬品不足への対応

- ・処方箋の投与日数の長期化傾向（受診機会を減らすため）の増加  
⇒備蓄医薬品の一時的な不足
- ・マスコミ等による報道の影響（ぜんそく薬、抗HIV薬など）  
⇒過剰な発注（購入）の影響により急速な流通在庫の減少が生じることで、本来医薬品を必要とする患者に十分な医薬品供給ができないことがある。適切な流通管理が必要。



### 3. 今後想定される事項、要望等

- ③ OTC医薬品の販売ルールの一時的な制限解除
  - ・対面による情報提供、服薬指導の必要（現行法）
  - ・一時的な制限の解除  
⇒ 処方箋調剤時の特例と同様の対応を可能に（電話や情報通信機器を用いた服薬指導）
  
- ④ 医薬品提供体制の確保に関する財政的支援等
  - ・薬局における感染防護措置並びに経営の安定化
  - ・原薬の確保等、製薬産業に対する医薬品の製造体制
  - ・地域感染期における薬剤交付手段の確保に係る事項

自由民主党政務調査会

新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

本部長 田村 憲久 様

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井トシ子

地域医療介護提供体制を強化する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の3点について現状と課題をご報告するとともに、今後の対応について要望いたします。

### 1. 医療機関における看護職員の確保策の推進

#### <現状>

- ・ 2月28日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する看護職員の確保について」が発出され、小中高校、幼稚園の子供を持つ看護職員が出勤できないことが予測された。
- ・ 看護職員も学校の臨時休業から春休みまでは親族等の協力を得る等して、看護職員個々の努力により預け先を確保するなどしていたが、休校の長期化により、子どもの心理的負担や預け先がみつからないなどの事態が生じている。
- ・ 看護職員が新型コロナウイルスに感染した医療機関では、当事者はもとより、濃厚接触の看護職員の出勤停止を行って対応している。このような事態に加え、医療機関の風評被害により看護職員が退職した事案もある。  
そこで、医療機関から市、県行政を通じて看護協会に連絡が入り、ナースセンターから当該エリアの求職者に募集メールを配信し看護職員の確保を行った。  
(別紙1、2参照)
- ・ 一方、医療機関においては、「感染の疑いがある患者」へ対応するための看護職員が必要となっている。一般医療機関でPCR検査を実施するにあたり、外来に受診患者が急増した地域もあり、外来の看護職員が疲弊している。

#### <要望>

行政により医療機関の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行っていただき、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

## 2. 医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する衛生材料の確保、配付

### <現状>

- ・ 医療機関、介護施設では、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料の確保が困難な状況となっている。マスクを1日一枚、あるいはマスク内にガーゼを入れ一週間に1枚の使用とする施設もある。マスクの不足に加え、ガーゼ、消毒薬も不足し、適切な感染防止、感染拡大予防に取り組むことが難しい状況である。
- ・ 訪問看護事業所では確保してあったマスクが底をつき、災害用に備蓄しているマスクを使用している。在宅で利用者の喀痰吸引等の処置がある場合、マスク着用は必須である。また、チューブ拭払用アルコール綿も不足し、通常の感染防止手順が順守困難など、安全なケアが提供できにくくなっており、特に深刻である。
- ・ 看護職員は、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料の枯渇、供給の目途が立たない中、患者への感染予防のみならず、自身を感染から守ることも難しくなってきており、不安な思いで勤務している。

### <要望>

マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料を確保し、衛生材料を必要とする医療機関、介護施設、訪問看護事業所へ、確実に配付されたい。

### 3. 訪問看護事業所における事務手続き等の柔軟な対応

#### <現状>

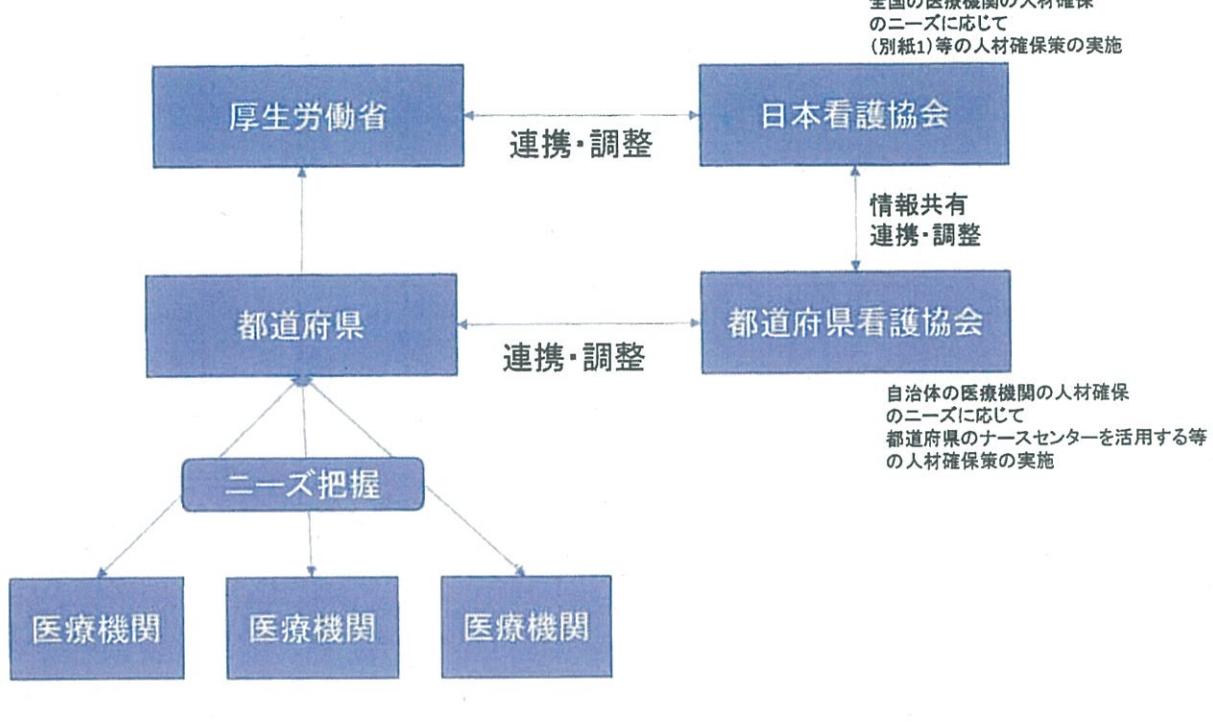
- ・ 訪問看護事業所においても、出勤できない看護職員が存在する中、通所系サービス等が休止となっている地域においては、訪問看護の需要が高まっている。
- ・ 訪問看護事業所等では、急な欠員補充や増員が困難であるうえに、小規模事業所も多数あることから、今後、感染者が1人でも発生した場合は、事業所の休止も想定される。
- ・ 保険制度における訪問看護は、医師の指示書に基づきサービスを提供しているが、感染者の発生等により、やむを得ず利用者が他の事業所からのサービスに変更する必要が生じた場合、これらの手続き等の煩雑さを軽減する必要がある。

#### <要望>

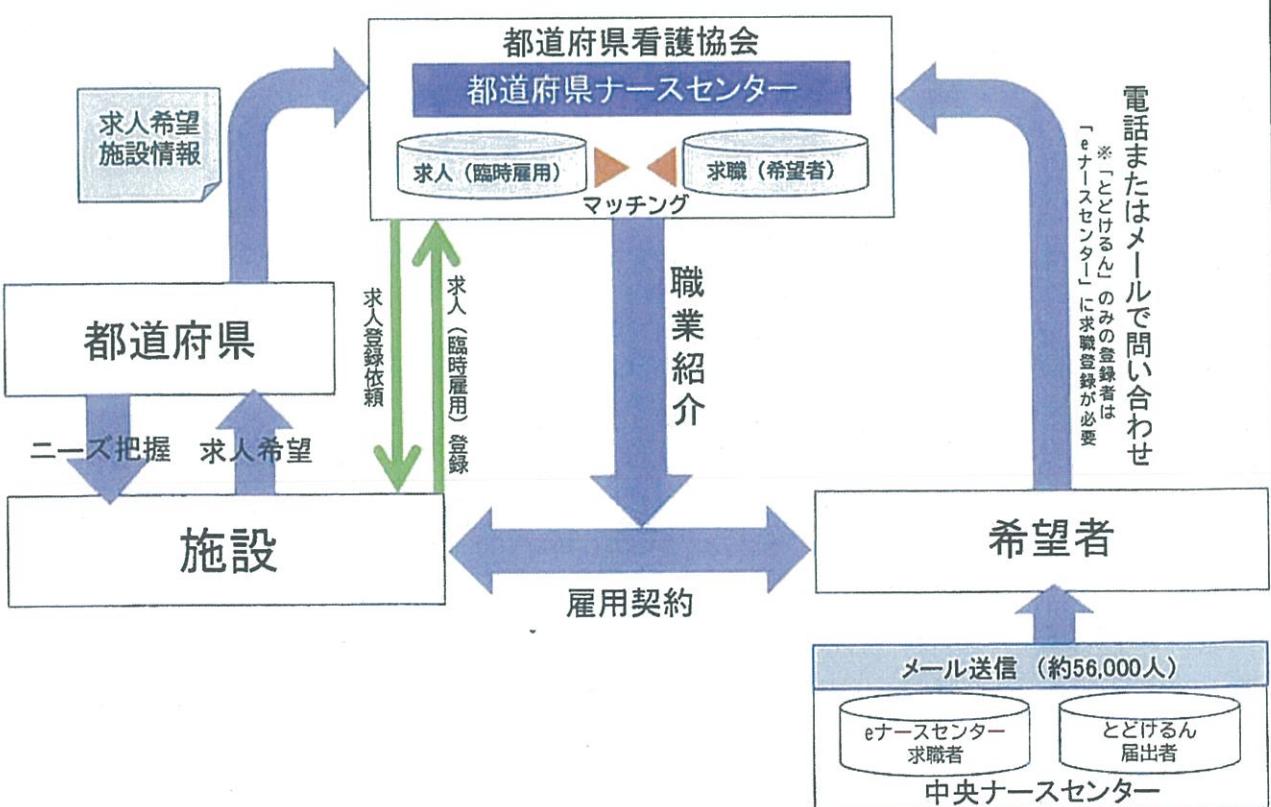
新型コロナウイルスの感染防止に伴う諸事情により、訪問看護事業所等の変更が必要となった場合は、医師の指示書等の再発行を省略するなどの対応が可能となるよう配慮されたい。また、柔軟な対応について、事業所及び保険者等に周知されたい。

## 看護職人材確保における関係機関の連携体制

別紙1



### 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する看護職員の確保について 都道府県ナースセンターの対応



# 新型コロナウイルス感染症流行下に おける病院の診療機能維持について

2020年3月19日

公益社団法人全日本病院協会



- ▶ 今般の新型コロナウイルス感染症流行に際し、私ども全日本病院協会では、政府の基本方針に基づき、可能な限りの対応を行つております。
- ▶ しかしながら、現時点では同感染症の収束の見通しは不明であり、今後各地でクラスターが多発する可能性も否定できないところです。
- ▶ その場合に、感染症指定医療機関を中心いて重症患者を対応することにはなりますが、中程度の症状の患者については、公立病院をはじめとして、多くの民間中小病院も担うような状況が想定されます。
- ▶ つきましては、病院が適切な診療機能を維持するために、下記を要望いたします。

## 1. 感染防護用品の感染症指定医療機関及び救急医療機関等への優先供給

- ▶ 感染症指定医療機関のみならず、それ以外の病院においても新型コロナウイルス感染症と同等の感染防御を行わなくてはならない患者を受け入れていまますが、県から感染防護用品の供給力がなされていない現状があります。
- ▶ これらの医療機関に対して、N95・DS2マスク、フェイスシールド、ゴーグル、長袖ディスポーザブルガウン、除菌消毒用品、防護服等の感染防護用品の優先供給をお願いいたします。

## 2. サージカルマスク、除菌消毒用品の医療機関への安定供給

- ▶ サージカルマスク、消毒用アルコール・消毒綿・除菌シート等の除菌消毒用品については、使用量が大幅に増加し、全ての病院で不足が生じております。そのため地域医療を提供する一般医療機関の現場で治療に支障をきたしております、早急な対応をお願いいたします。
- ▶ なお、マスクについては、一般健常者が感染予防のために着用することには推奨されていないことを、正しい情報として政府から国民に周知することをお願いいたします。

物品名	単位	現在庫量	3/7～3/13 入荷量	週間使用数量
サージカルマスク	枚	7,450	0	2,100
N95マスク	枚	1,240	1,300	140
フェイスシールド	枚	275	800	360
長袖ディスポーザブルガウン	枚	1,320	900	840
手袋	枚	48,250	107,500	41,000
手指消毒用アルコール	瓶	21	22	40
スワブ（検体検査用）	本	97	0	3

【参考】K病院（2次救急医療機関・400床規模）での3/7～3/13の入荷状況

### 3. 新型コロナウイルス感染症による病院経営への影響に対する財政支援

- ▶ 学校等の臨時休業による職員の出勤困難、感染患者の診療対応に伴う医療従事者の自宅待機、さらに、同感染症疑い患者の外来・入院診療を行つた場合には多くの職員の対応が必要となり、病院(は体制確保のため)の費用が増しております。
  - ▶ その上、感染リスクを恐れた患者の受診抑制、風評被害等による外来患者・入院患者の減少が発生しております。
  - ▶ これらによる病院の経営状況の悪化(は必須であり、地域医療を担う病院運営に支障が出ないよう)につ必要な財政支援をお願いいたします。
- ### 4. 病院職員のPCR検査について
- ▶ 医療機関においては、受診患者が後からPCR陽性と判明するなどして、濃厚接觸者となる可能性があります。
  - ▶ いたずらな活動制限、就業制限は、当該医療機関における医療提供を困難にすることから、症状、PCR検査を用いたモニタリングのもとに、これを最小限にすることが必要です。
  - ▶ 病院職員の早期のPCR測定機会と病院でのPCRキットの使用を進め、院内感染が発生しない仕組みの構築と職員が感染した場合の補償について、政府において検討していただくようお願いいたします。



令和2年3月19日（木）14：30-

自由民主党政務調査会

新型コロナウイルス関連肺炎対策本部

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会



2035

# 現状及び今後の見通し

本会が会員施設（209施設）に対して行った緊急アンケート（令和2年3月4～5日）によって把握された、新型コロナウイルス感染症に係る現場の現状・見通しは以下の通り。

- ・マスク及び消毒用アルコール/エタノール等については、感染症等が蔓延しない場合でも3月中には足りなくなると答えた施設が3割、感染症が発生すればほとんどの施設で4月中には足りなくなるとしている

- ・都道府県等からマスクの放出の連絡があつた施設は1割
- ・特養における面会制限については、一律禁止にしている施設が42.4%、看取りの場合等に限って面会を認めている施設が52.5%
- ・デイサービスの休止又は停止等を行うとした施設は4.3%、休止等を実施する予定がある施設は3.6%
- ・発熱・微熱が見受けられた職員がいた施設は34.5%。発熱・微熱が見受けられた職員について指示により休んでもらったものは1施設平均1.1人、本人が自主的にが休んだものは1施設平均1.3人
- ・小学校の休校に伴い休暇等を取らなければならぬ職員の取り扱いについて、年休処理が29.2%だが、学童保育の利用（13.4%）、施設で預かる場所を提供（6.7%）により対応（出勤）している施設もある
- ・職員が抜けた場合のシフトの対応については、併設の関係事業所を停止・縮小するなどして人員を融通していると回答した事業所は10.6%、配置基準を満たせない状態で運営していると答えた施設が4.2%



設立 2035

# 現状の課題と要望

本会の緊急アンケート等によって把握された、新型コロナウイルス感染症に係る現状の課題と要望(は以下の通り)。

## (1)衛生用品の早急な確保と優先的な提供

- ・会員施設においては、マスク・アルコール消毒液等の衛生用品が全般的に不足しており、入荷状況も見通しが立たないにとどかう**強い危機感**が生じている。
- ・再利用可能布マスクを国が2000万枚購入して地方自治体を通じて高齢者介護施設等を含めて1人1枚以上配布する対策について(は)心より感謝申し上げたい。
- ・再利用可能布マスクだけでなく通常の紙マスクに対するニーズも高いにとかから、地方自治体による備蓄の供出の徹底を含め、**衛生用品の高齢者介護施設への優先的な提供等**について引き続きご尽力を賜りたい。
- ・あわせて医療提供体制に配慮しつつ、**感染検査体制の早急な整備**もお願ひしたい

# 現状の課題と要望

本会の緊急アンケート等によって把握された、新型コロナウイルス感染症に係る現状の課題と要望は以下の通り。

## (2) 感染者への対応方法など各種の対応方法や基準の明確化

- 厚生労働省より、対応は通知等でお示しいただいているが、現場では実際に感染者が出た場合にそちらに従つて適切に対応ができるかどうかにについて不安があり、対応方法や判断の基準がまだ明確化されていないものもある。
- 現場にわかりやすい対応方法や基準の明確化について引き続きご尽力を賜りたい。  
(例) 次の場合、具体的にどう対応すればよいか  
① 地域において大量感染が確認された場合 (通所施設における利用者へのサービス提供や訪問介護の事業休止判断について)  
② 介護施設入所者等に感染が確認された場合  
③ 感染対応病棟が満床となってしまった場合





2035

# 現状の課題と要望

本会の緊急アンケート等によって把握された、新型コロナウイルス感染症に係る現状の課題と要望(は以下の通り)。

## (3)利用者サービス維持や経営への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のために、デイサービス・ショートステイなどのサービスを休止することは、地域の利用者の介護ニーズやサービスを考えると困難であるとの声や、休止した場合に経営に悪影響が出ることを懸念する声がでている。
- ・ このため、利用者の利用控えや休止によって経営が厳しくなった場合の支援策の措置の他、介護報酬改定等による対応をお願いしたい。
- ・ 4月に差し掛かっても新型コロナウイルス感染症の蔓延が終息しない場合においては、事業停止や縮小のリスクに耐える観点から、**社会福祉充実財産の控除対象財産の算出**において、「必要な運転資金」について、特例的に年間事業活動支出の6か月分までの範囲まで認めさせていただきたい



設立 2035

# 現状の課題と要望

本会の緊急アンケート等によって把握された、新型コロナウィルス感染症に係る現状の課題と要望は以下の通り。

## (4)職員の体制への支援

・職員が感染した場合や、職員の子供の学校が休校となつたために出勤できなくなつた場合などにおいて、**勤務シフトをどう組んで必要な人員を確保すればよいのか難しい**という声がでている。

・人員基準の弾力化については既に厚労省より示されしており、また欠勤せざるを得なかつた職員に対して休業手当を支払った場合の雇用調整助成金の特例などの対応をいただいたいが、さらに、欠勤者の穴を埋めて超過勤務を行つた場合の支援策、運営基準の弾力化、感染症対策による介護報酬等による手当等についてご検討を願いたい。

## (5)その他

- ・新型コロナウィルスの感染拡大防止対策のための**地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金**の緊急協議にについては感染予防等の対応のなかでは申請手続きを踏まることが困難であることから、**申請期間の延長**を検討いただいたい
- ・高齢のみ世帯等で感染が確認される者については、入院等により生活資金が枯渇する可能性がありうることから、なんらかの支援を検討いただきたい

# 現状の課題と要望



○介護現場の職員は、もし入所者・利用者や職員自身が感染した場合どう対応したらよいのか、入所者・利用者に対するサービスを維持できるのかなど大変不安を感じながら毎日の業務に従事している。

○しかも終息がまだ見えていないという中で心身ともに疲弊してきている状況がある。

○新型コロナウイルス感染症の感染がこれ以上広がらないよう、そして一日も早く終息をするよう、医療施策等との連携の強化を含め、あらゆる対応を講じて万全を期していただきようお願いしたい。

# (参考) 本会の取組について



年会期 2035

## 期日 概要

2月17日	「厚労省宛」「新型コロナウイルス(COVID-19)の対応について(お願い)」発出。備品の優先確保等について老健局長宛要望書発出
2月18日	「全国老施協新型冠状ウイルス関係の特設ページを作成。以降、定期的にLINE@等で情報発信 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について」発出。今般のコロナウイルスに係る一般的な対応を会員宛周知」
2月25日	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について(その2)」発出 令和2年2月24日までのコロナウイルス関係の対応を簡易に確認できるチェックリストにし、会員宛情報提供
2月26日	特養における感染症対策衛生用品の在庫状況等について厚労省に情報提供
2月27日	本会役員、代議員、委員会委員、各県老施協宛てに、会議開催等にかかる運用を周知
3月2日	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について(その3)」発出 令和2年2月28日付までのコロナウイルス関係の対応をチェックリストにし、会員宛情報提供た
3月3日	本会会員宛て「緊急アンケート発出」
3月6日	「厚労省宛」「緊急アンケートをまとめ」「高齢者介護施設における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る現状と要望」を老健局長宛発出
3月9日	会員宛に情報提供 会員宛チェックリストを更新
3月13日	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について(その4)」を発出。 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について(その5)」を発出。直近の厚生労働省の発出通知を整理し、会員宛に情報提供



全国老施協  
新型コロナウイルス特設ページ

全国老施協  
LINE@ (ID: cpq9255z)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Seniors Council of Senior Welfare Services

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部  
本部長 田村憲久様

### 新型コロナウイルス感染症に伴う介護業界への対策について（要望）

令和2年3月19日

一般社団法人全国介護事業者連盟

感染症及び災害対策委員会委員長



新型コロナウイルス感染症問題が深刻化する中、国民一丸となった対策が急務であるとの認識のもと、当連盟においても、介護サービス事業所への情報伝達に注力するとともに、国民生活の安全を守るために社会インフラたる介護サービスを途切れることなく維持できる体制整備に最大限協力してまいり所存です。

感染拡大の防止に向けた取り組みには、高齢者ほど感染した場合には重症化となる傾向にあることから、介護業界が一丸となって協力していくことが必要であります。しかしながら、マスク、アルコール消毒液をはじめとする衛生用品が介護サービス事業所においても入手困難な状況にあり急ぎの対策が求められています。

更には、令和2年2月28日に北海道における『緊急事態宣言』の発信、3月6日に愛知県名古屋市において南区・緑区の126のデイサービス事業所への休業要請を受けて、特定多数の利用者受入れを行うデイサービス事業所を中心に、事業所の休止及び、予約キャンセルの申し入れが殺到している状況にあるとの報告が多数上がっており、中小事業者を中心とした介護事業者の事業の継続性が危ぶまれており、引いては、地域金融機関の不良債権の増大、地域経済の影響へと連鎖的に繋がることも想定されます。同様の事態が全国各地でも生じ始めています。更には他の介護サービスにおいても感染に伴う影響により職員確保が困難な状況が加速される可能性も考慮しなければならないと考えています。

上記事態を想定し、介護業界においても緊急事態であるとの認識にたち、地域の介護事業及びサービス事業所間が緊密な連携を図り要介護高齢者への介護サービスを途切れさせないことを最優先に考えていくと同時に、各介護事業者の事業の継続性を図るため、以下の事項を「新型コロナウイルス感染症に伴う介護業界への対応について（要望）」として取りまとめ致しました。

#### ◆要望事項

##### （1）業況の悪化に伴う経済支援について

- ・業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号（経済産業省）について、「医療、福祉」産業は現在対象外となっている【別紙1参照】。新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受けている介護業界についても早急に支援の対象業種として指定頂きたい。

##### （2）介護サービスの維持・継続に向けた職員の確保について

- ・介護事業所において、職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、濃厚接触者として同事業所の職員が

複数自宅待機等となることが想定される。新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日)の緊急対応策では、『介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整を行う都道府県を支援する』ことが盛り込まれたところであり、同応援派遣についてはサービス種別の垣根を超えた事業者団体、職能団体の連携・協力を最大限活用いただきたい【別紙2参照】。

### (3) 必要な衛生用品の優先的な確保と安定的な供給について

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日)の緊急対応策では、介護施設等での消毒液等の購入費補助等について『補助率：介護施設2／3等』と示されたところであるが、衛生用品の入手は依然として困難な状況であることから、自治体等による更なる供給ルートの確保と優先的な提供をお願いしたい【別紙3参照】。

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

## 資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



## 設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



## 経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

○経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 → ○ e-中小企業ネットマガジンで検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁Twitterのフォロー → ○ @meti\_chushoで検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年3月13日20:00時点版

# セーフティネット保証 4号・5号

## セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

## ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定したのに続き、3月13日にも316業種を追加指定。これにより、508業種が対象となります。なお、指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

## ※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合せください。

### 【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認いただけます。

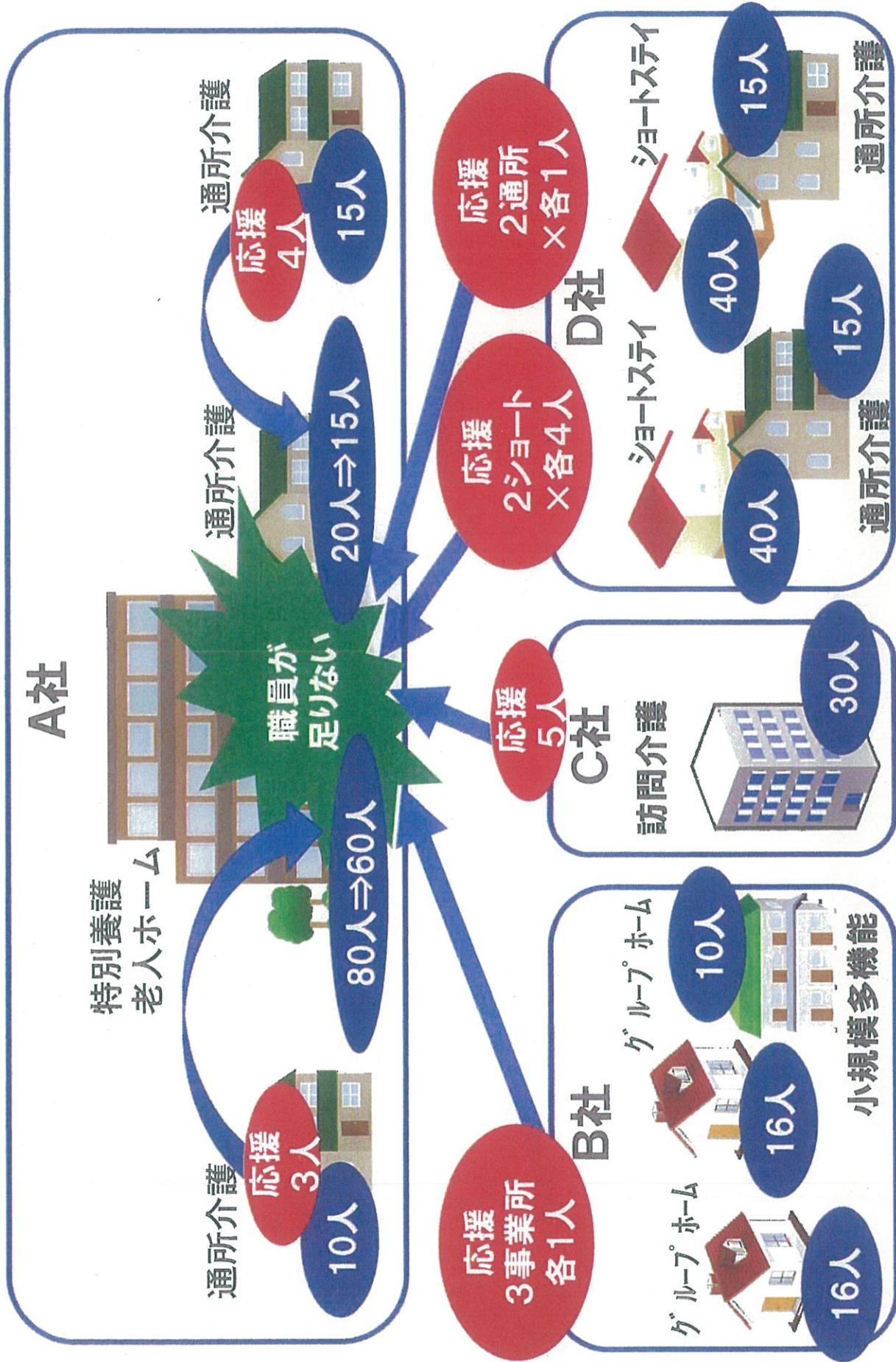


➡ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土曜のご相談」を御確認ください。

# 〇〇市内における職員応援体制イメージ

【別紙2】

\*人 は職員数



# 新型コロナウイルスに係るマスク等 衛生用品不足について『緊急調査』結果



一般社団法人  
**全国介護事業者連盟**

2020.03.04

## (1) 団体概要①

### ◆一般社団法人全国介護事業者連盟の団体概要

- ・住所：東京都千代田区麹町4-1-4西脇ビル404
- ・設立日：2018年6月11日
- ・一般会員数：729法人 6415事業所 ※2020年2月末時点

理事長：野口哲英 メドックスグループ 代表

専務理事：齊藤正行 株日本介護ベンチャーコンサルティンググループ 代表取締役

#### 理事

山本教雄	メディカル・ケア・サービス(株) 代表取締役 埼玉	水戸康智	(株)MOEホールディングス 代表取締役 北海道
久野義博	(株)日本ヒューマンサポート 代表取締役 埼玉	原口秀樹	(株)フロンティア 代表取締役 愛知
岩崎英治	(株)グレートフル 代表取締役 埼玉	林隆春	(株)アバンセライフサポート ファウンダー
小川義行	イー・ライフ・グループ(株) 代表取締役 東京		愛知
袴田義輝	HITOWAケアサービス(株) 代表取締役 東京	永井正史	社会福祉法人慶生会 理事長 大阪
宮本剛宏	(株)ケアリツ・アンド・パートナーズ 代表取締役 東京	谷口直人	(株)日本介護医療センター 会長 大阪
片山大輔	社会福祉法人横浜来夢会 理事長 神奈川	松本真希子	社会福祉法人あかね 理事長 兵庫
荒井浩司	(株)サムエス 代表取締役 群馬	森剛士	医療法人社団オーロラ会 理事長
池田元氣	(株)元気な介護 代表取締役 北海道	森永常夫	(株)ボラリス 代表取締役 兵庫
		中牟田修二	(株)西日本介護サービス 取締役 福岡

監事：徳田孝司 辻・本郷税理士法人 理事長（公認会計士・税理士）

監事：田辺克彦 田辺総合法律事務所 代表パートナー（弁護士）



一般社団法人  
**全国介護事業者連盟**

## (1) 団体概要②

### 【設立趣旨】

日本は超高齢社会を迎え、世界でもっとも高齢化率の高い国となりました。生産年齢(労働)人口は減少し、2035年には高齢化率は33%を超えると予想され、人口構造は世界でどの国も、いまだ経験したことのない領域へ入ります。こうした時代の流れに、日本国民の多くが将来に対する漠然とした不安を抱えている状況にあります。この国家的課題を乗り越えるためにも、持続可能な社会保障制度の確立が不可欠であります。社会保障制度の一翼を担う介護保険制度の持続可能性の実現には、介護現場の視点から、実証データやエビデンスを基にした具体的提案が求められます。現在の介護業界は、各サービス・法人種別ごとの団体が多数存在しており、約190万人と言われる介護職員は各団体に細分化された形で活動を行なっている状況にあります。従来の発想を超えたパラダイムシフトが介護業界に、今こそ求められています。日本国民誰もが安心した老後生活を過ごせる社会を実現するために、業界全体が一団となる時を迎えていました。一般社団法人全国介護事業者連盟は、「介護の産業化」と「生産性の向上」実現が、持続可能な介護保険制度確立の2大テーマであるとの考え方の下に、法人・サービス種別の垣根を超えた介護事業者による団体として設立いたしました。

### 【活動目的】

持続可能な介護保険制度の実現へ、医療との連携を図り、介護現場視点による制度・政策への提言・情報発信を行う。

### 【5大政策方針】

- ①現場視点によるサービス品質向上を目的とした制度改革の推進
- ②科学的介護手法の確立と高齢者自立支援の推進
- ③業務効率の向上を目指し、制度のシンプル化、介護現場のICT化・ロボット活用の推進
- ④介護職の処遇改善・ステータス向上等の人材総合対策の推進
- ⑤将来を見据え、海外・アジアの介護産業化の推進



## (2) 調査結果①

(1) 調査時期：令和2年3月3日（火）～3月4日（水）

(2) 調査対象：北海道支部、関東支部、東海支部、関西支部、九州支部を中心とした全国介護事業者連盟会員事業所等

(3) 有効回答数：1,610事業所

(4) サービス種別内訳：

サービス種別	事業所数	割合
特別養護老人ホーム	51	3%
有料老人ホーム	225	14%
通所介護	620	39%
訪問介護	137	9%
グループホーム	376	23%
その他 (介護老人保健施設、訪問看護、通所リハ、訪問リハ、居宅介護支援事業所 等)	201	12%
	1,610	100%

(5) 利用者数（総合計）：96,850人

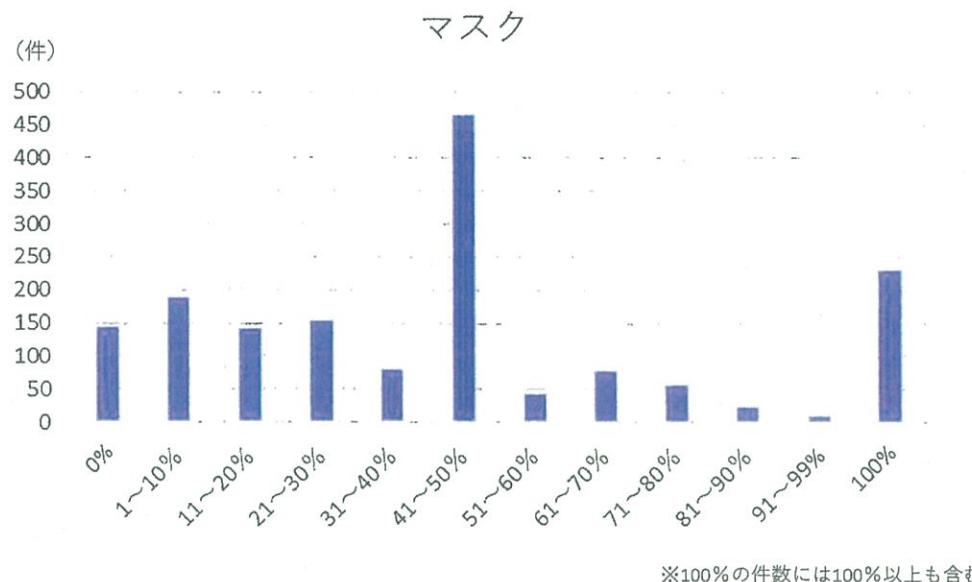


## (2) 調査結果②

### (6) マスクの確保状況について

3月の1ヶ月間に使用予定のマスクについて現在の確保状況を回答いただいた。

※例：平常時であれば1ヶ月に1000枚使用するが、現在300枚の確保状況の場合「30%」と回答  
約9割の事業所では、3月分の使用量が確保できていない。



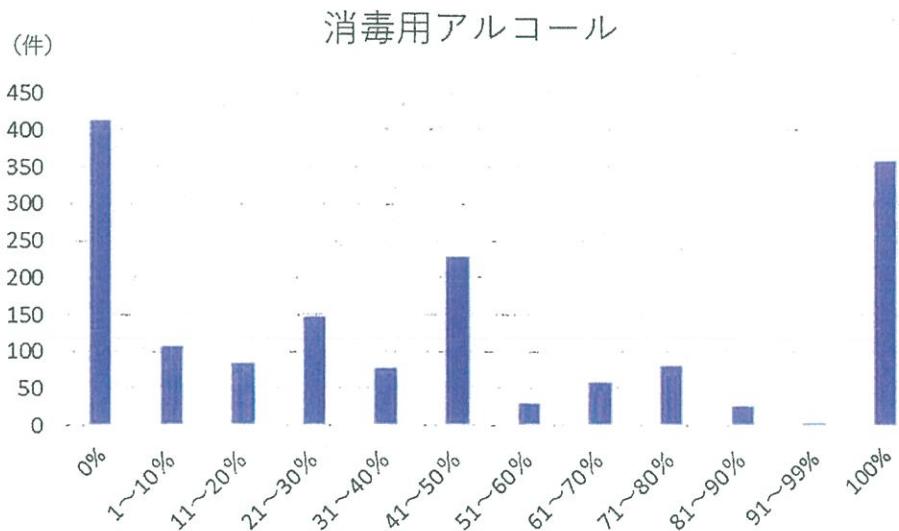
一般社団法人  
全国介護事業者連盟

## (2) 調査結果③

### (7) 消毒用アルコールの確保状況について

3月の1ヶ月間に使用予定の消毒用アルコールについて現在の確保状況を回答いただいた。

約3割弱の事業所では、消毒用アルコールの確保量がゼロとなっている。



※100%の件数には100%以上も含む

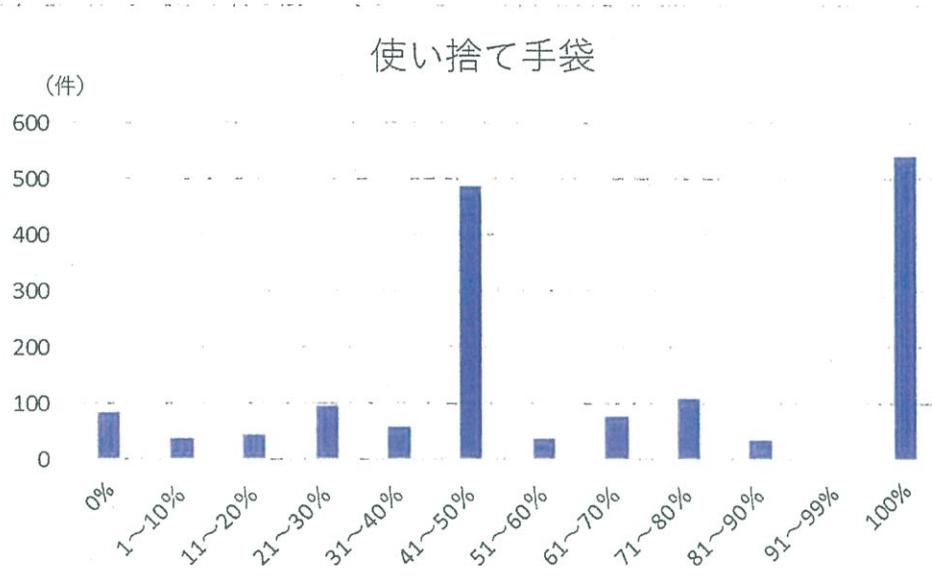


一般社団法人  
全国介護事業者連盟

## (2) 調査結果④

### (8) 使い捨て手袋の確保状況について

3月の1ヶ月間に使用予定の使い捨て手袋について現在の確保状況を回答いただいた。必要量が確保できている事業所は3割程度となっている。



※100%の件数には100%以上も含む



一般社団法人  
全国介護事業者連盟

## (2) 調査結果⑤

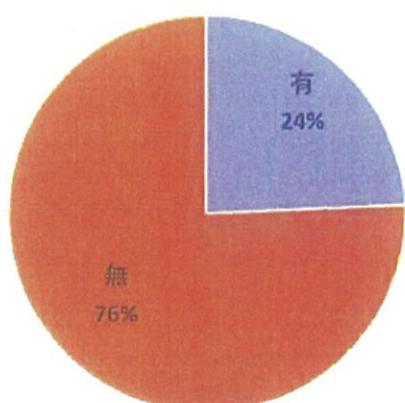
### (9) マスク、消毒用アルコール、使い捨て手袋の業者納品の有無について

直近1週間における業者からの納品状況について回答いただいた。

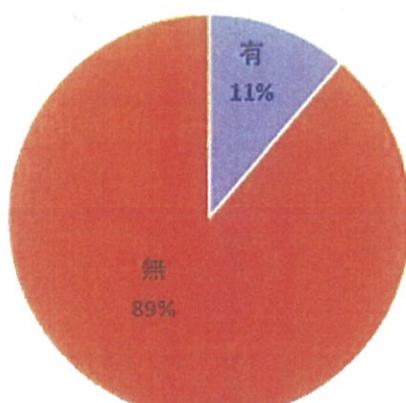
いずれの資材も継続して発注はしているものの、業者からの納品は直近1週間なしの事業所が多数を占め、納品見込みも立っていない。

また現時点では一定の確保量がある事業所においても、4月以降の使用分については確保できていないという回答が多かった。

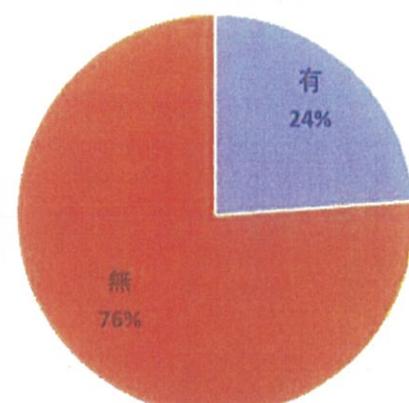
マスク



消毒用アルコール



使い捨て手袋



一般社団法人  
全国介護事業者連盟

### (3) 現状の課題と要望事項

#### (1) 現状の課題について

- ・各衛生用品については、一部の事業所を除き全国的かつ全てのサービス種別で3月1ヶ月分の確保ができないおらず、消毒用アルコールではすでに0%の事業所が3割近くを占めている。
- ・業者からの納品状況は7~8割が直近1週間の納品がなく、確保の見込みが立っていない。
- ・マスクについては、特に通所介護の確保状況が逼迫しており、通常のサービス提供への影響が深刻化している。
- ・調査では、マスク、消毒用アルコール、使い捨て手袋以外に不足及び入手困難なものについて取りまとめたところ、下記の回答が過半数を占めた。  
①トイレットペーパー、②ペーパータオル、③ティッシュペーパー  
また、非接触型体温計、消毒関連用品、使い捨てのガウンやビニールキャップ、ビニール足力バー等も不足している。

#### (2) 要望事項

- ・介護サービスを利用している要介護高齢者については、新型コロナウイルス感染症による重症化のリスクが非常に高く、利用者、職員双方の万全の感染症対策が必須である。
- ・介護事業所では衛生用品の使用は常時不可欠であることから、早急な物資の確保及び自治体等を通じた優先的な供給をお願いしたい。
- ・また、特に通所介護等の在宅サービスではサービス予約キャンセルが北海道を中心に深刻化しつつあり、中小規模を中心とした介護事業者の事業継続が危ぶまれている状況である。
- ・介護サービスは要介護高齢者及びその家族の生活と安全を守るための社会インフラであり、物資の確保と併せて、人材確保並びに人員配置に係る柔軟な対応等についても配慮をお願いしたい。



一般社団法人  
全国介護事業者連盟

令和2年3月19日

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部  
本部長 田 村 憲 久 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
会 長 井 上 博

### 新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、このたびは新型コロナウイルスへの対応に際し、障害福祉関係事業所における定員や職員配置等の運用等について柔軟なご配慮をいただき、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応には、これまでの災害や新型インフルエンザへの対応等の経験を活かして、協会全体で情報共有、意見交換など協力・連携を図って取り組んでいますが、先が見えないという不安があります。

そのため、障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスの感染防止に係る適切な対応と、障害福祉サービスの安心、安全かつ継続的なサービスの提供に向けて、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### 1. 障害福祉サービス事業所の事業継続の担保と利用者への丁寧なケアができる体制の整備のためのご配慮をお願いします。

障害福祉サービスは、利用者やその家族にとって欠かせないものであり、十分な感染症対策を前提として継続的に提供していく必要がありますが、今後、地域における感染が拡大した場合、通所サービス等を中心に休業する事業所が増えることが懸念されます。

そのような場合には、事業所への休業補償と、事業所に通えず在宅待機を余儀なくされる利用者に対し、十分な支援を提供するための体制整備に向けた対応をお願いいたします。

## **2. 感染症予防対策のため、マスクやアルコール消毒液等の障害福祉サービス事業所への優先的な配布をお願いします。**

障害福祉サービス事業所では安心・安全な支援を継続的に提供する必要があり、利用者支援に際し、感染予防のためのマスクとアルコール消毒の徹底は必須となっています。全国的にマスクやアルコール消毒液の入手が困難となっている中、医療機関や高齢者施設、障害福祉サービス事業所等への優先配布が行われるとの情報もありますが、これまで法人内の在庫をやりくりしてつないでいた事業所もすでに底をついたところもあることから、早急に障害福祉サービス事業所へのマスク・アルコール消毒液等の優先配布を実施していただくようお願いいたします。

## **3. 障害福祉サービス事業所に通うことができない児者や、医療的なケアが必要な児者及びその家族への支援へのご配慮をお願いします。**

障害や疾病等により感染症にかかりやすい方など、新型コロナウイルスへの感染への不安から事業所に通うことができない方や、入所施設や通所サービスを利用してない方の中にも、支援の必要な方がいらっしゃいます。例えば、痰の吸引の際にはエタノール等の消毒液が必須となりますが、なかなか入手できない状況にあるため、そうした方への支援についてもご配慮をお願いいたします。

## **4. 感染者もしくは感染が疑われる者が出了施設への対応についてのご配慮をお願いいたします。**

感染者（もしくは感染が疑われる利用者）が出了入所施設への対応として、感染者が速やかに入院できるようご配慮をお願いいたします。

入院できない場合は施設で生活を続けることから、マスクやアルコール消毒液に加え、使い捨てエプロンやアイゴーグルの配布、感染者に対応する職員への配慮、個室化対応への建物の改築等に係る補助等についてのご検討をお願いいたします。

## **5. 新型コロナウイルス関連で発出された特例等に関する自治体での運用等についてのご指導をお願いします。**

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスへの対応に際し、厚生労働省からは様々な特例や柔軟な運用を認める通知等を発出していただいているところですが、その取扱いを認めていない自治体もあるとの声が聞かれます。つきましては、自治体に対し、特例の趣旨をしっかりと伝えていただくようお願いいたします。



1日数回、ドアノブや手すりなど人の手が触れるところをアルコール消毒しています。



申し送り中もマスクを着用しています。



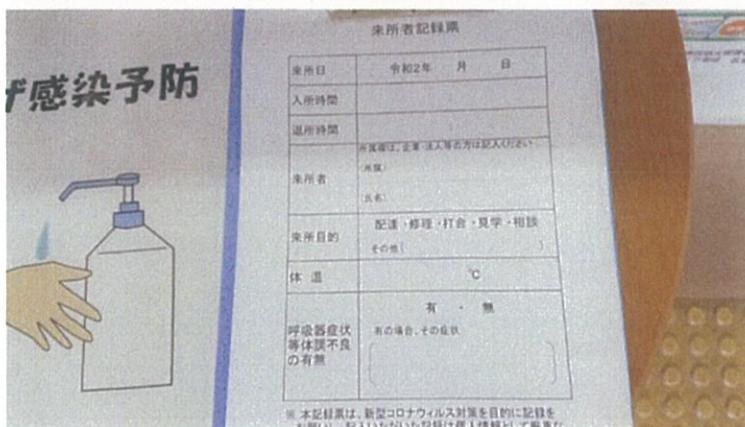
介助中はマスクを着用しています。



来訪者にも検温しています。



事業所入口の手指用アルコール消毒と張り紙です



来訪者には入館記録に体温と呼吸器症状等体調不良の有無を記録してもらっています。

令和2年3月19日

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部  
本部長 田 村 憲 久 先生

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
会長 小林 公正  
社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
会長 万田 康

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については現在が重要な時期であり、政府・自民党におかれでは対策に万全を期されることをお願い申し上げるとともに、保育三団体においては可能な限りこれに協力しつつ、保育所等の子どもと家族、職員の健康を守る重責を果たして参ります。

### ○ 保育業務への理解と開所趣旨の周知

全国全ての中高等学校等に対し感染のリスクを予防する観点から臨時休校の要請がされるなか、保育所等へは開所が要請されています。保育士不足が深刻であり、保育士業務の負担軽減が求められている状況のもとで、保育に携わる職員の意欲・動機を維持するためには、現下でも保育所等が開所を必要とされる趣旨※の周知を図る必要があります。

※ 保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであること（厚生労働省2月27日事務連絡）

## ○ 保育所等の利用の自粛要請について

保育所等に対しては、感染の予防に留意した上で原則として開所することが要請されていますが、子を持つ保育士もあり職員体制の維持が困難となる場合や、感染防止・衛生用品の供給不足により感染予防策を十分講ずることのできない場合等が今後想定されます。現場ではやむを得ない場合に利用を自粛して頂くように呼びかけもしていますが、国と自治体も同様に自粛の要請を行って頂くようお願いします。

また、利用を自粛して頂いた方に対する保育料の在り方（無償化の対象外の方の保育料）や食材料費の在り方などの整理が必要であり、早急にお示し頂くようお願いします。

## ○ 感染防止・衛生用品不足への対応

保育現場ではマスクや消毒用アルコール等の不足が深刻であり、更にトイレットペーパー等紙製品の市場での入手が困難な状況になっています。現場においては先行して自治体や同種施設、保護者家庭への備蓄品提供依頼等の対応を行っていますが、国や自治体は進んで感染防止・衛生用品の保育現場へ供給を確保する取り組みを行うようお願いします。

以上

令和2年3月19日

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部  
本部長 田村 憲久 殿

全日本私立幼稚園連合会  
会長 香川 敬  
(公印省略)

幼稚園等における新型コロナウイルス感染症への  
対応についての要望

幼稚園については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、自治体の要請等を受け休業している園もありますが、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、保育の必要性のある子供の受け皿にもなっていることから、今般の全国一斉休業の要請の対象とはなっておらず、感染拡大予防のための努力をしながら子供達の保育を継続している園も多くあります。

全日本私立幼稚園連合会としては、適切な情報提供等を通じて各園の判断や努力を支えてきているところですが、政府・自民党におかれでは以下の点について御対応いただくなど、幼稚園の園児や職員の命・健康を守るため万全な対策を御願い申し上げます。

必要な保健衛生用品等の確保について国の責任において幼稚園・保育所等全ての施設類型を通じ、統一的で万全な対策を強く要請いたします

1. 安全かつ衛生的な環境で保育を行うための支援

現在開所している幼稚園や、4月以降休業を解除して開所する予定の幼稚園においては、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期して保育を行う必要がありますが、マスク、消毒用アルコール、体温計その他の保健衛生用品の確保が必須です。これらの保健衛生用品の購入について、今年度及び来年度の予算において確実な支援を御願いするとともに、現状では一般市場でこれらの製品を個別の園が確保することが困難となっていることに鑑み、幼稚園等が安定的に保健衛生用品を確保できるよう、安定供給に向けた取組を進めていただくよう御願いします。

2. 幼稚園・保育所・認定こども園間での公平な支援

幼稚園・保育所・認定こども園によってそれぞれ担当省庁や施設の機能に差はありますが、家に一人でいることができず、病気に対してもまだまだ体力の弱い3歳から5歳の子供を安全・衛生的な環境下でお預かりしなければならない点において同じです。自民党及び関係府省におかれでは常に連絡を密にしていただき、保健衛生用品の確保をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園で公平な支援がなされるよう、配慮を御願いします。

以上

令和 2 年 3 月 19 日

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス関連肺炎対策本部  
本部長 田村 憲久 殿

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

### 感染防止・衛生用品の供給確保の対応について

教育・保育現場ではマスクや手指用消毒アルコール、更にはトイレットペーパー、キッチンペーパー、ティッシュペーパーなど教育・保育実施に必要不可欠な感染防止・衛生用品不足が大変深刻です。用品の入荷も見込めない中、他施設からの提供、利用者家庭への協力などで何とか運営していますが、感染防止・衛生用品不足が長期化することとなれば対応しきれません。

マスク・消毒液等の教育・保育施設等への提供を開始した自治体も出てきていますが、未だ十分とはいえず、今後、感染防止・衛生用品などの供給不足により感染予防策を十分講ずることができず、やむを得ず運営ができなくなる事態も想定されます。子どもに安心・安全な環境で教育・保育を提供するためにも、幼児教育・保育施設への供給確保の対応をお願いします。

以上